

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月4日（平成27年（行情）諮問第523号）

答申日：平成28年5月12日（平成28年度（行情）答申第42号）

事件名：特定の求人票に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定求人番号Aに係る求人票に関する行政文書一切（求人票の内容を変更した際の行政文書を含む。ただし、平成27年3月31日付け兵労開第34号の開示決定において開示した行政文書を除く。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、特定求人番号Aに係る求人票（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が新たに「求人管理情報（一覧表示）」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年5月26日付け兵労開第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人の求める文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件で審査請求人の求める対象文書は、開示になった対象文書に変更になった原因等がわかる行政文書である。

（2）意見書

ア 本件で、諮問庁は、新たに文書の特定を行い部分開示する旨の理由説明書を提出している。

この理由説明については、特に異論はない。

イ 本件審査請求を行ったのには理由がある。

本件開示請求で、処分庁に添付した求人票の労働条件を変更した際の行政文書開示請求を行ったが、開示されたのが本件対象文書1で

ある。

ところが、処分庁は、本件で提出した求人票から変更になった求人票を保有していたにも関わらず、これを隠したからである。

処分庁が隠した変更になった求人票（添付省略）を提出する。

これを見ると、本件で提出した求人票とは、全く違う労働条件の求人票が作成され、全国の求職者に閲覧させていたことがわかる。

なぜこのように求人票の内容が変更になったのかと言え、おそらく、本件で提出した求人票で採用された労働者側から、求人票に記載されている労働条件等が違っていると苦情が入ったからである。

現在、本件特定企業の求人票は、求職者に閲覧することができなくなっている。

なぜならば、本件特定企業の賃金が、最低賃金未満だからである。

少なくとも、処分庁は、こういった事情も、当時から知っていたはずである。

だから、このように求人票の労働条件が変更になったものと思われる。

ウ 本件特定企業は悪いが、それ以上に、処分庁の方が、もっと悪質だと考えている。

企業は、利益を出すための組織である。

当然、利益を出すために、労働者に最低賃金未満で労働させ利益を得ようとする場合もある。

しかし、そうならないように監視役になるのが処分庁であるにも関わらず、そのような企業の片棒を担いだのが本件である。

だから、処分庁の職員等が刑事告訴されたのである。

本件で、諮問庁は処分庁の片棒を担ぐのを止めたのか、新たに文書を特定した上で、部分開示するとの姿勢は評価する。

その新たに特定した文書に、本件で提出した求人票が含まれるのかどうか不明であるが、処分庁の職員等は、本件で刑事告訴される。

はっきりいって、処分庁は、腐り切っている。

本件諮問事件では、諮問庁は、処分庁の共犯にならなかった可能性がある。諮問庁の刑事責任は問わないが、今後、もし、処分庁の片棒を担ぐようなことを行くと、刑事責任を問われることを覚悟して、事案処理を行っていただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において特定した本件対象文書1の他に、新たに「本件対象文書2」を本件請求文書として特定した上で、不開示理由について、法5条2号イを加え、法5条1号及び2号イに基づき部分開

示とすることが妥当であるとする。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

原処分においては、事業所からの求人申込みに基づき、当該申込みに係る情報をハローワークシステムに入力することによって作成する「求人票」を本件対象文書1として特定した。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において本件請求文書の確認を行ったところ、原処分において特定した「求人票」の他に、新たに「本件対象文書2」についても本件対象文書として特定すべきと判断したことから、当該文書を本件対象文書に加えるものとする。

「本件対象文書2」には、求人申込み後に、事業所から求人条件の変更の申し出があった場合の求人条件変更状況が記載されている。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号について

「求人票」の「担当者」欄及び「本件対象文書2」の「項目内容」欄には、特定事業所の人事担当者等である個人の氏名が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イについて

「本件対象文書2」の「年月日」、「情報」、「項目内容」及び「状況」欄には、特定事業所の従業員の確保、その他人事計画に関する通常秘匿されるべき内部管理情報が記載されている。

これらの情報は、特定法人に関する情報であって、公にされた場合、当該法人の人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「審査請求人の求める文書を開示せよ。本件で審査請求人の求める文書は、開示になった対象文書に変更になった原因等がわかる行政文書である（原文ママ）。」と主張しているが、本件開示請求に係る求人票に関して作成、取得した行政文書は、上記(1)に記載したとおりである。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書については、法5条1号及び2号イに基づき、部分開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ①平成27年9月4日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年9月15日 | 審議 |
| ④同年10月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤平成28年4月21日 | 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥同年5月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書は、「特定求人番号Aに係る求人票に関する行政文書一切（求人票の内容を変更した際の行政文書を含む。ただし、平成27年3月31日付け兵労開第34号の開示決定において開示した行政文書を除く。）」であり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部について、法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「審査請求人の求める行政文書は、開示になった対象文書に変更になった原因等がわかる行政文書である」としている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において特定した本件対象文書1の他に、新たに本件対象文書2を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とするとしていることから、本件対象文書の見分結果等を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書において、本件審査請求を受け、諮問庁において確認を行ったところ、原処分において特定した「求人票（本件対象文書1）」の他に、新たに「求人管理情報（一覧表示）（本件対象文書2）」についても、求人申込み後に、事業所から求人条件の変更の申出があった場合の求人条件変更状況が記載されているとして、本件対象文書として特定すると説明する。

そこで、諮問庁が新たに追加して特定としている本件対象文書2について見分したところ、当該文書には、特定求人番号Aの求人票に係る求人条件変更状況が記載されており、求人票の内容を変更した際の行政文書であると認められる。

- (2) 審査請求人は、意見書において、処分庁は、開示請求で提出した求人票とは全く違う労働条件の求人票を保有していたにもかかわらず、これを隠したと主張し、隠したと主張する求人票を提出している。

当該求人票について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた

ところ、諮問庁は、当該求人票は、特定求人番号Bに係る求人票であって、審査請求人が開示請求を行った求人票の特定求人番号Aとは異なる番号であり、特定求人番号は、一の求人申込みに対して一の番号が付与されることから、特定求人番号の異なる求人票は同一の求人ではなく、したがって、審査請求人が、意見書において提出した求人票は本件対象文書には当たらず、また、本件対象文書との関わりもないと説明する。

そこで、意見書で提出された求人票を確認したところ、当該求人票の特定求人番号Bは、審査請求人が開示請求を行った求人票の特定求人番号Aと異なることが認められた。特定求人番号は、一の求人申込みに対して一の番号が付与されることを踏まえると、特定求人番号の異なる求人票は同一の求人ではなく、本件対象文書に該当しないとする諮問庁の説明は、首肯できるものである。

(3) 以上から、諮問庁が本件対象文書として本件対象文書2を追加して特定するとしていることは、妥当である。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書1について

「担当者」欄の不開示部分は、特定事業所の人事担当者である個人の氏名であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

「年月日」「情報」「項目内容」及び「状況」欄の不開示部分には、特定事業所の従業員の確保、その他人事計画に関する通常秘匿されるべき内部管理情報が記載されている。

これらの情報は特定の法人に関する情報であって、公にされた場合、当該法人の人材確保等の面において、他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、

諮問庁が新たに本件対象文書2を追加して特定し、その一部を同条1号及び2号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当であり、また、不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子